

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 第一条による改正（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号））

改 正	案 現 行 条 例
<p>(就労) 第百七十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃) 第百八十条 略</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 指定就労継続支援A型事業者は、第三項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>6 第二項の賃金及び第三項の工賃の支払に要する額は、自立支援給付の額をもって充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第百八十四条 略</p> <p>(運営規程) 第百八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、第百八十条第二項の賃金及び同条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p>七 通常の事業の実施地域</p> <p>八 サービスの利用に当たつての留意事項</p> <p>九 緊急時等における対応方法</p>	<p>(就労) 第百七十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>(賃金及び工賃) 第百八十条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 指定就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>第百八十四条 略</p>

<p>十 非常災害対策</p> <p>十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p> <p>十二 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十三 その他運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第八十五条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十九條から第九十一条まで、第九十三條から第九十五条まで、第百四十七條、第百四十八條及び第七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第八十四條の二」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第百四十七條第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第八十五条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十五条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十九條から第九十一条まで、第九十五條まで、第百四十七條、第百四十八條及び第七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第八十五条において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第百四十七條第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第八十五条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。</p>
--	---

第二条による改正（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号））

改 正	案 例
<p>第七十一条 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）</p> <p>七 通常の実施地域</p> <p>八 サービスの利用に当たつての留意事項</p> <p>九 緊急時等における対応方法</p> <p>十 非常災害対策</p>	<p>第七十一条 略</p>

<p>十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p> <p>十二 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十三 その他運営に関する重要事項</p>	
<p>(就労)</p> <p>第七十八条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(就労)</p> <p>第七十八条 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p>	
<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第七十九条 略</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第七十九条 略</p>
<p>2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p>	
<p>3及び4 略</p> <p>5 就労継続支援A型事業者は、第三項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>2及び3 略</p> <p>4 就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>